

品川区子どもの権利擁護調査員設置要綱

制定 令和6年10月 1日区長決定 要綱第318号

(目的)

第1条 品川区児童福祉審議会(品川区児童福祉審議会条例(令和6年品川区条例第33号)第1条に規定する品川区児童福祉審議会をいう。以下同じ。)による調査審議、意見具申等の円滑な実施および品川区児童相談所が関わる児童の意見表明等の支援の体制の充実を図るため、品川区子どもの権利擁護調査員(以下「権利擁護調査員」という。)を置く。

(権利擁護調査員の職務)

第2条 権利擁護調査員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の意見または意向に関して、児童から品川区児童福祉審議会に対して申立てを希望する旨の申し出(以下「意見表明」)があったときは、当該意見表明に係る事実関係確認のための児童および関係機関への調査ならびに調整を行い、その結果を品川区(以下「区」という。)に報告すること。
- (2) 意見表明の内容について、品川区児童福祉審議会部会設置要綱(令和6年品川区要綱第303号)第2条第3項に規定する児童の権利擁護部会の調査審議事項に該当するかどうかの調査を行い、その結果を区に報告すること。
- (3) 必要に応じ、子どもの権利擁護部会への出席および報告を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(選任方法)

第3条 権利擁護調査員は、次に掲げる要件をすべて満たす者の中から、区長が委嘱する。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 児童福祉および子どもの権利擁護について十分な理解と熱意を有するこ

と。

(3) 弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師のいずれかの資格を有する者

2 委嘱期間は原則2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(秘密の保持)

第4条 権利擁護調査員は、法令等に特別の定めがある場合を除き、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第5条 権利擁護調査員に係る庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。